

栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画状況

平成17年に食育基本法が制定され、子どもたちが様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、学校における食育の推進が求められている。

栄養教諭は、児童生徒に対する「食に関する指導」と「学校給食管理」を一体的に行うことで食に関する指導の中核的な役割を担っており、学校給食法においてもその職務が明記されている。

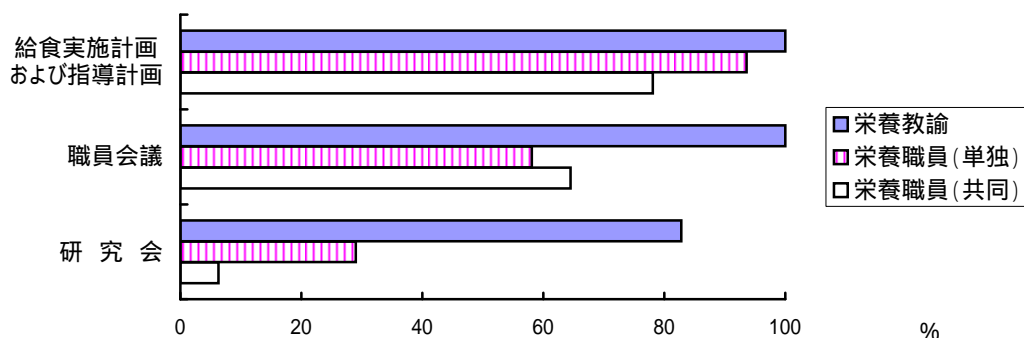
また、学校栄養職員も栄養教諭に準じて、食の専門性を生かし積極的に食に関する指導を行うことが求められている。

食に関する指導を効果的に進めるためには、教職員の共通理解のもと年間指導計画に基づき、地域や家庭とも連携をとりながら進め、個に応じた指導を工夫する必要がある。

報告対象は県立学校を含む栄養教諭と学校栄養職員92名である。共同調理場に勤務する学校栄養職員の本務校への参画率が低い傾向にあるため、積極的な参画が望まれる。

1 基本計画への参画状況 (平成23年度)

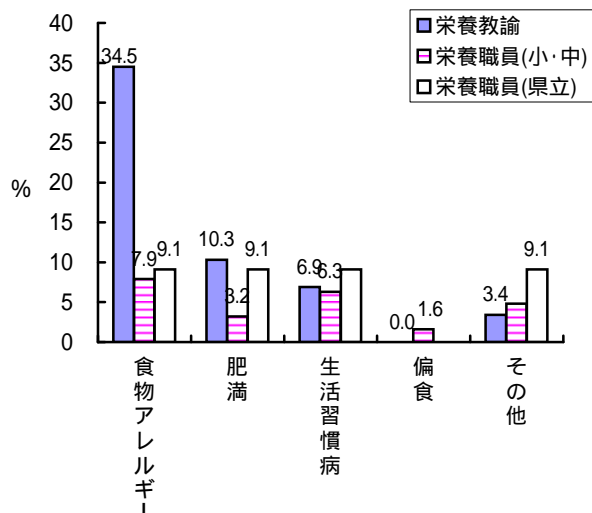
	栄養教諭		学校栄養職員			
			単独校勤務者		共同調理場兼務者	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
給食実施計画 および指導計画	29	100.0	29	93.6	25	78.1
職員会議	29	100.0	18	58.1	20	64.5
研究会	24	82.8	9	29.0	2	6.3



2 個別相談指導を実施した人の割合 (平成23年度)

(1) 児童に対する個別相談指導

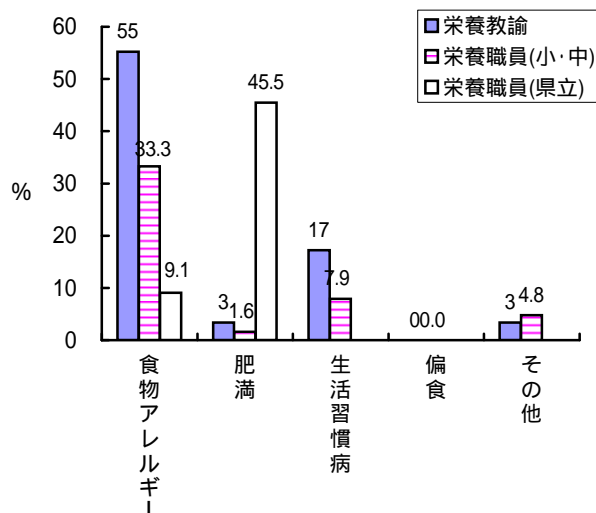
(複数回答)



(注) その他は、痩身、咀嚼指導、食事のマナー等

(2) 保護者に対する個別相談指導

(複数回答)

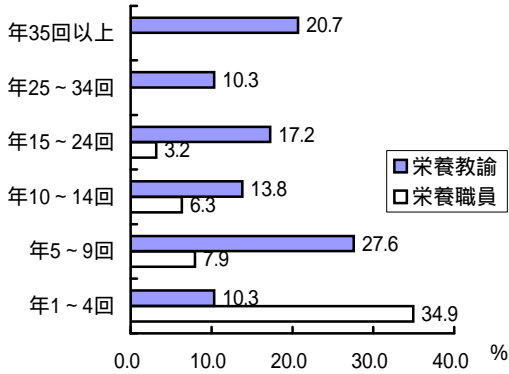


(注) その他は、痩身、栄養指導

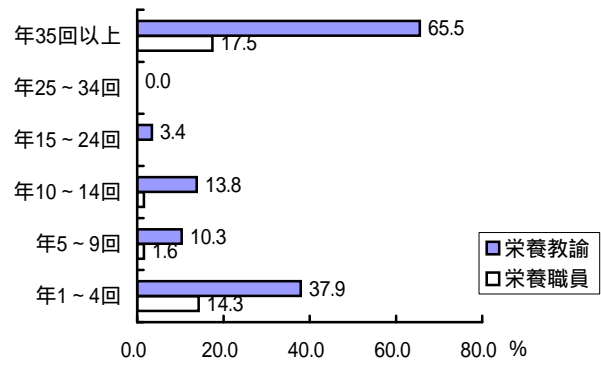
3 教科、総合的な学習の時間への参画状況 (平成23年度)

栄養教諭の教科等への参画状況については、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、総合的な学習の時間のそれぞれに、栄養教諭が関わり、家庭科、技術家庭科では全員が、体育科、保健体育科では約75%の栄養教諭が食に関する指導を行っている。学校栄養職員は家庭科への参画が最も多く、半数の職員が参画している。体育科、保健体育科や総合的な学習の時間等においても、積極的に取り組むことが望まれる。

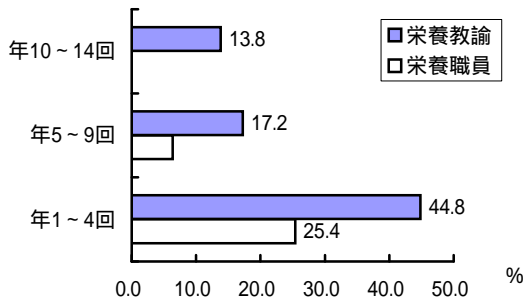
家庭科、技術・家庭科



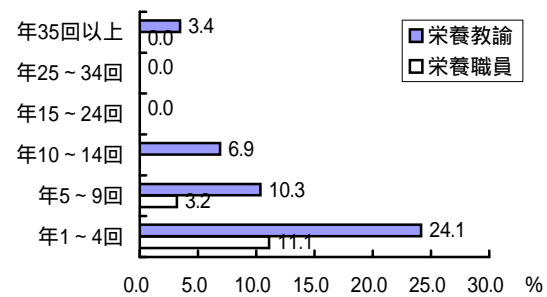
総合的な学習の時間



体育科、保健体育科



生活科



4 特別活動への参画状況 (調査人数92人)

特別活動においては、給食時間への参画が最も多い。給食時間は、ねらいを持って作成をした献立が、実際にどのように食べられているのかを把握することができ、学校給食を生きた教材として活用しながら食に関する指導を効果的に行える時間である。年間約190回ある給食時間を有効に活用し、食に関する指導の目標に沿った指導の充実が望まれる。

(グラフの中の数字は人数)

